

## 宇部市障害者自動車運転免許取得事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）に対し、自動車運転免許の取得（以下「免許取得」という。）にかかる経費の一部を助成することにより、就労等の社会活動への参加を促進することを目的とする。

### (交付の対象)

第2条 この事業における補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たし、かつ、市長が適当であると認めるものとする。

- (1) 市内に住所を有する障害者又は市外に住所を有し、宇部市が援護を実施している障害者のうち、次のいずれかに該当するもの。ただし、自動車運転免許交付日から補助金請求日までの間において障害者手帳を所持していない者を除く。
  - ア 障害等級が1級から3級までの身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を所持した後に、新たに第1種運転免許のうち普通自動車免許（以下「普通免許」という。）を取得した者
  - イ 身体障害者手帳を所持し、自動車運転免許適性試験において運転することができる自動車の種類（オートマチック車等）の限定を追加され補習を受けた者
- (2) 過去に当該補助金の交付を受けたことがない者
- (3) この事業以外の制度において免許取得に係る助成を受けることができない者
- (4) 他市区町村から障害者への支援に関する援護を受けていない者
- (5) 過去に普通免許の交付を受けた後、自己の責任において当該免許を失効させ、又は当該免許の取消しの行政処分を受けていない者

### (補助金の額)

第3条 前条の交付対象者の補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号アに該当する者については、補助対象経費の2分の1の額とし、5万円を限度とする。この場合において、補助対象経費は、都道府県公安委員会が指定した指定自動車教習所（以下「自動車学校」という。）の入学金、学科教習料金、技能教習料金及び延長料金（補習料金）とする。
- (2) 前条第1号イに該当する者については、補習料金の2分の1の額とし、5万円を限度とする。ただし、補習時間は8時間を限度とする。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、普通免許交付日又は補習訓練終了日から1年以内に、障害者自動車運転免許取得事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 障害者手帳
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 訓練に要した費用の支払済額を証明する書類

### (交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定

して、障害者自動車運転免許取得事業補助金交付（不交付）決定通知書(様式第2号)により、申請者へ通知するものとする。

(交付の請求)

第6条 前条の交付決定通知を受けた者は、障害者自動車運転免許取得事業補助金交付請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び支払い)

第7条 市長は、前条の交付請求書の提出があったときは、これを審査し、適当であると認めるときは補助金の額を確定し、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定後、請求書を提出するまでの間に申請者が死亡し、市外へ転出し、又は第2条の交付対象者に該当しない状態となったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、虚偽又は不正の行為があると認められるとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取り消した部分に係る補助金が既に交付されているときは、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(対象者の特例)

第10条 この事業の特例として、県外の身体障害者更生援護施設、職業訓練学校等に入所し、又は入校している者等で、県内で自動車運転免許取得を受けることが困難なものうち市長が必要と認めるものは、補助金の交付の対象とする。

2 補助金の額については、第2条の規定を準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に必要な事項は、市長が特に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に訓練を終了した者から適用する。

(宇部市身体障害者自動車訓練操作補助金交付要綱の廃止)

2 宇部市身体障害者自動車訓練操作補助金交付要綱(平成18年4月1日制定。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に旧要綱第5条の規定により補助金の交付の決定を受けている者は、この要綱の第5条の規定による補助金の交付の決定を受けた者とみなす。